

入国管理今昔
～上陸拒否事由該当者の来日～

平成25年8月15日

行政書士 林 幹

入管法は、「次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。」と規定し（5条1項）、本邦への上陸を拒否する外国人、すなわち上陸拒否事由該当者の類型を具体的に定めている。入管法は薬物犯に厳格な態度を採用しているため、過去の薬物使用のため、我が国の上陸拒否事由に該当している、政治家やアーティストなどの”海外の大物”も少なくない。

上陸拒否事由該当者として、入管法が列記するのは次のような者である（入管法5条1項各号参照）。ここに一部紹介する。

- ①感染予防法に定める一定の感染症患者（エボラ出血熱、ペスト、コレラ、腸チフスなどの患者）
- ②一定の精神障害者で、その活動を十分に補助する者が同行しないもの
- ③貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者
- ④犯罪を犯して1年以上の懲役又は禁錮に処せられたことのある者（執行猶予期間中の者や執行猶予期間を無事経過した者も含む）
- ⑤麻薬等（麻薬、大麻、あせん、覚せい剤、向精神薬）の薬物の取締に関する法令に違反して刑に処せられたことのある者
- ⑥麻薬、覚せい剤等の薬物又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者（その後も1年間の上陸拒否）
- ⑦売春婦その他売春に直接関係する業務に従事したことのある者
- ⑧退去を強制されてから5年間（その退去の強制前に、退去を強制され、または出国命令により出国したことがある場合は10年間）を経過していない者
- ⑨法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

④⑤⑦など、過去の前科等の事実を理由とする場合は、終身、上陸拒否事由該当者となる。④は、執行猶予期間中の者や執行猶予期間を無事経過した者も含むので、交通事故で有罪判決を受けた者などで終身上陸拒否事由該当者とな

る者も少なくない。この点、無期又は1年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者は退去強制事由に該当すると規定されているが（入管法24条1項4号リ）、この場合は執行猶予の言渡しを受けた者が除外されている。すなわち、在日外国人が交通事故で有罪判決を受けた場合、それが執行猶予付きであれば、そのまま在留することは可能である（内容によっては、在留期間の更新許可申請が不許可となる場合はあるが）。しかし、母国の親族の冠婚葬祭などで一度出国してしまうと、上陸はできないということになるので注意が必要である。そのような場合は、有罪判決後、再入国許可の申請を行い、後述する上陸の拒否の特例によって再来日する必要がある。⑦は、有罪判決を受けることは条件とされておらず、そのような事実さえあればよい。

過去の入管法との関係でも見ておこう。①については、平成元年改正入管法が施行された平成2年6月1日の時点においては、らい予防法（平成8年4月1日廃止）の適用を受ける患者（ハンセン病患者）、及び後天性免疫不全症候群（いわゆるエイズ）の病原体に感染している者で、多数の者にその病原体を感染させるおそれのある者も上陸拒否事由該当者として規定されていた。③については、昭和26年11月1日施行の出入国管理令では、「身体障害者」も列記されていた。⑧については、かつて不法残留により退去強制処分になった場合の上陸拒否期間は1年間であったが、平成12年2月18日に施行された改正入管法（平成11年8月18日公布）により、5年間に延長された。

ところで、入管法は、「次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。」として、有効な旅券を所持していない外国人や有効な旅券を所持していても本邦に不法に上陸する目的を有する外国人（貨物船のコンテナの中に隠れて密航しようとする者など）の”入国”自体を”上陸”以前に拒否している。入国とは、我が国の領域（領土・領海・領空）内に入ることであるが、我が国は島国なので、いきなり領土に入ることはありえず、領海及び領空へ入ることが問題となる。地続きの国境で外国と接する国にあっては、入国とは別に上陸という概念は不要である。しかし、我が国のように周囲を海に囲まれている国においては、外国人が領海・領空に入ること（入国）と外国人が領土に上がること（上陸）を区別し、それぞれ別個に規制されている。

上陸拒否事由該当者の中には”終身”の者がいることを先に述べたが、絶対に我が国に上陸できないのかというと実はそうではない。（1）法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認める場合（入管法12条1項3号）や（2）

外務省と法務省が協議し事前に査証が発給されたときなど上陸の拒否の特例（入管法5条の2）が適用される場合には、上陸拒否事由該当者であってもその上陸が許可される。（1）の場合には、上陸時に特別審査官による口頭審理を経て、法務大臣採決の際に上陸特別許可が出されることになる。筆者は以前、成田空港での口頭審理に立ち会ったことがあるが、その際は、出国ゲート（手荷物検査場のすぐ前）脇の扉から、来日時に通過する上陸審査場にある口頭審理の部屋まで、入国審査官に案内された。

（2）の上陸の拒否の特例は、平成21年改正入管法（平成21年7月15日公布）で新設され、平成22年7月1日より施行されている。平成22年7月22日に行われた、官房長官記者発表や法務大臣の閣議後の記者会見によると、大韓航空機爆破事件の金賢姫元死刑囚が平成22年7月に日本政府の招きで来日した際は、この上陸の拒否の特例を適用した、とのことである。同様に、タイ国の国家汚職防止法違反での有罪判決を受けたことにより、上陸拒否事由該当者となっている、タイのタクシン元首相が、平成23年8月に来日した際も上陸の拒否の特例によって上陸が認められている。

現在、上陸拒否事由該当者の来日は、上陸特別許可ではなく、上陸の拒否の特例による方法が主流であると思われる。大物であっても、海外のアーティストなどを招へいしようとする場合には慎重な対応が必要となる。

以上